

新潟市道路占用料条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

新潟市道路占用料条例(昭和47年条例第5号)

新				旧				備考	
別表(第2条関係) 占用料額表				別表(第2条関係) 占用料額表					
占用物件		占用料		占用物件		占用料			
		単位	金額(円)			単位	金額(円)		
法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>600</u>	法第32条	第1種電柱	1本につき1年	<u>550</u>		
	第2種電柱		<u>920</u>	第1項第1	第2種電柱		<u>840</u>		
	第3種電柱		<u>1,200</u>	号に掲げ	第3種電柱		<u>1,100</u>		
	第1種電話柱		<u>540</u>	る工作物	第1種電話柱		<u>490</u>		
	第2種電話柱		<u>860</u>		第2種電話柱		<u>780</u>		
	第3種電話柱		<u>1,200</u>		第3種電話柱		<u>1,100</u>		
	その他の柱類		<u>54</u>		その他の柱類		<u>49</u>		
	共架電線その他上空に設ける 線類		長さ1メートル につき1年	<u>5</u>	共架電線その他上空に設ける 線類		長さ1メートル につき1年	<u>5</u>	
	地下に設ける電線その他の線 類			<u>3</u>	地下に設ける電線その他の線 類			<u>3</u>	
	路上に設ける変圧器			1個につき1年	<u>530</u>			路上に設ける変圧器	1個につき1年
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方 メートルにつき 1年	<u>320</u>	地下に設ける変圧器		占用面積1平方 メートルにつき 1年	<u>290</u>	

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,100</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>970</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>450</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>410</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,000</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,100</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>970</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>23</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>20</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>32</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>29</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>48</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>44</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>64</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>58</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>96</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>88</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>130</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>120</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>230</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>200</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>320</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>290</u>

	外径が1メートル以上のもの			640		外径が1メートル以上のもの			580	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	11		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	10
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	860		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	780
			地下に設けるもの		540			地下に設けるもの		490
	その他のもの				320	その他のもの				290
法第32条第1項第4号に掲げる施設				1,100	法第32条第1項第4号に掲げる施設				970	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額		
	上空に設ける通路				950	上空に設ける通路			990	

	地下に設ける通路		570
	その他のもの		1,100
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	19
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	190
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月
	その他のもの		表示面積1平方メートルにつき1年
	標識		1本につき1年
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日
		その他のもの	1本につき1月
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日
		その他のもの	その面積1平方

	地下に設ける通路		600
	その他のもの		970
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	20
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	200
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月
	その他のもの		表示面積1平方メートルにつき1年
	標識		1本につき1年
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日
		その他のもの	1本につき1月
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日
		その他のもの	その面積1平方

	く。)		メートルにつき 1月	
	アーチ	車道を横断する もの	1基につき1月	<u>1,900</u>
		その他のもの		<u>950</u>
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方 メートルにつき	<u>1,100</u>
政令第7条第3号に掲げる施設			1年	Aに0.031を 乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及 び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方 メートルにつき	<u>190</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及 び同条第7号に掲げる施設			1月	<u>110</u>
政令第7 条第8号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高架の道路 の路面下（当該路面下の地下 を除く。）に設けるもの		占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.012を 乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を 乗じて得た額
	地下（トンネル の上の地下を 除く。）に設け るもの	階数が1のも の		Aに0.004を 乗じて得た額
		階数が2のも の		Aに0.006を 乗じて得た額
		階数が3以上 のもの		Aに0.007を 乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025を		

	く。)		メートルにつき 1月	
	アーチ	車道を横断する もの	1基につき1月	<u>2,000</u>
		その他のもの		<u>990</u>
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方 メートルにつき	<u>970</u>
政令第7条第3号に掲げる施設			1年	Aに0.033を 乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及 び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方 メートルにつき	<u>200</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及 び同条第7号に掲げる施設			1月	<u>97</u>
政令第7 条第8号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高架の道路 の路面下（当該路面下の地下 を除く。）に設けるもの		占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.016を 乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を 乗じて得た額
	地下（トンネル の上の地下を 除く。）に設け るもの	階数が1のも の		Aに0.005を 乗じて得た額
		階数が2のも の		Aに0.008を 乗じて得た額
		階数が3以上 のもの		Aに0.01を 乗じて得た額
その他のもの		Aに0.033を		



その他のもの	<u>Aに0.031を</u> 乗じて得た額	その他のもの	<u>Aに0.033を</u> 乗じて得た額
--------	---------------------------	--------	---------------------------